

静岡県立農林環境専門職大学学部長選考等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第3条及び第7条の規定に基づき、静岡県立農林環境専門職大学学部長の選考及び任期に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(選考方法)

第2条 学部長の選考は、教授会の議に基づき学長が行う。

(選考の時期)

第3条 教授会は、次の各号の一に該当するときは、学部長候補者の選考を行う。

- (1) 学部長の任期が満了するとき。
 - (2) 学部長が辞任を申し出て、教授会がこれを承認したとき。
 - (3) 学部長が欠員となったとき。
- 2 前項第1号の場合は、任期満了日前1月までに選考を完了する。
- 3 第1項第2号及び第3号の場合は、速やかに選考を行う。

(学部長候補者)

第4条 学部長候補者は、生産環境経営学部に所属する専任の教授をもって充てる。

(候補者の推薦)

第5条 教授会は、学部長候補者を選考し、学長に推薦する。

(学部長の任期)

第6条 学部長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き4年を超えて在任することはできない。

(委任)

第7条 この規程に定めのない事項については、教授会で別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、現に学部長の職にある者は、この規程により選考されたものとみなす。